

プラン策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任もわ分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現することは、私たちの共通の願いです。また、少子高齢化の進行や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある社会を築いていく観点からも、その実現が強く求められています。

これまでの取組により、女性が社会の様々な分野で活躍する場面がみられるなど一定の成果がありました。が、政策・方針決定過程への参画は十分とはいえず、また、県民意識調査の結果をみても、依然として固定的性別役割分担意識は根強く残っている状況です。このほか、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画推進の取組を一層加速させていく必要があります。

このような状況を踏まえ、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、着実に男女共同参画社会の実現を図るため、「第2次みやざき男女共同参画プラン」を策定しました。

プランの性格及び役割

- 「宮崎県男女共同参画推進条例」(平成15年3月12日公布)の基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- 男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」に位置づけられ、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- 県はもとより、県民や市町村、民間企業、各種団体等がそれぞれの立場から男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

プランの計画期間

平成24年度から平成28年度までの5年間



プランが目指す男女共同参画社会のすがた

- 男性も女性も、子ども、高齢者、障がい者も、誰もが家族の一員として尊重され、互いに支え合い、家庭生活を築いています。
- 掃除、洗濯、食事のしたくや後片付け、育児、介護など、あらゆる場面で家族全員が協力して分担しています。
- 子どもの個性や能力を伸ばすような家庭教育が行われています。

家庭では

- 性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を伸ばすような教育が行われ、子どもたちも互いの個性を尊重しています。
- 育児や介護、ボランティア活動など、学校の実態や生徒の発達段階や特性等に応じた体験学習を通じ、社会の一員として協力しあう態度が育まれています。
- 進学や就職に際して、個人の適性を尊重した進路選択がなされています。

学校では

- 募集、採用や配置、昇進、賃金、退職などのあらゆる場面で、男女格差が解消され、個性や能力が十分に発揮されています。
- 方針決定過程へ男女が対等に参画し、活力ある経営が行われています。
- 家庭生活・地域活動と仕事とのバランスを取れる労働環境が整い、男性も女性も共にゆとりをもって生き生きと働いています。

職場では

- 固定的な性別役割分担意識に基づく古い習慣やしきたりが見直され、一人ひとりがお互いの行動や考え方を尊重しています。
- 性別や年代を超えて、地域の意思決定の場へ様々な人が参画し、豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- 地域の支え合いや社会制度の整備により、子育てや介護についての協力体制が整い、誰もが安心して暮らしています。

地域社会では

プランの基本理念

本プランでは、条例に基づき、次の6つを基本理念とします。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 意思の形成及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 男女の生涯にわたる健康への配慮
- 6 国際社会における動向への配慮

プランの基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 男女が多様な分野で活躍できる環境の整備
- III 男女の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる社会の構築